

# 国立大学法人東京外国語大学留学生 日本語教育センター人事委員会規程

（平成 4年11月18日  
制 定）

改正 平成 7年 7月21日 平成12年 4月 1日  
平成16年12月28日規則第223号 平成19年 3月 8日規則第17号

（設置）

第1条 東京外国語大学留学生日本語教育センター（以下「センター」という。）に、教員の採用及び昇任等を適正かつ円滑に実施するため、人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員採用候補者の選考に関する事。
- (2) 教員昇任候補者の選考に関する事。
- (3) その他教員の人事に関する事。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター教授会において日本語を担当する教員の中から選出された者4名及びその他の教科を担当する教員の中から選出された者2名

（任期）

第4条 前条第2号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、議決された事項及び審議事項のうち重要なものについては教授会に報告しなければならない。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に意見を聴くことができる。

（採用人事）

第7条 委員会は、採用に当たっては採用計画を教授会に提出し、承認を得るものとする。

第8条 委員長は、前条により承認を得たときは、6名の委員（センター長を含む。）で構成する選考委員会を設置するものとする。

- 2 前項の選考委員会は、候補者の専攻、採用予定職名を考慮し、センターの教授又は准教授の中から委員会の推薦に基づきセンター長が指名する。
- 3 選考委員会は、選考結果を速やかに委員会に報告しなければならない。
- 4 選考委員会は、別に定める選考基準及び選考手続に基づき選考を行うものとする。

（昇任人事）

第9条 委員長は、3名の委員で構成する審査委員会を設置するものとする。

- 2 前項の審査委員会は、候補者の専攻、昇任職名を考慮し、センターの教授又は准教授

の中から委員会の推薦に基づきセンター長が指名する。

3 審査委員会は、審査結果を速やかに委員会に報告しなければならない。

4 審査委員会は、別に定める審査基準及び審査手続きに基づき審査を行うものとする。  
(非常勤講師等)

第10条 非常勤講師等の選考は、委員会が行い、教授会の承認を得なければならない。  
(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は、委員会  
が定める。

附 則

この規程は、平成4年11月18日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成7年7月21日から施行する。

2 この規程施行後最初に選出される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成9  
年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。